

佐賀県告示第 68 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 1 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 31 年 2 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N - ( 2 - フルオロフェニル ) - N - [ 1 - ( 2 - フェニルエチル ) ピペリジン - 4 - イル ] プロパンアミド ( 通称名 : Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl ) 及びその塩類
- (2) 化学名 N - ( 4 - メトキシフェニル ) - N - [ 1 - ( 2 - フェニルエチル ) ピペリジン - 4 - イル ] ブタンアミド ( 通称名 : p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrfentanyl、4-Methoxybutyrfentanyl、4-MeO-BF ) 及びその塩類
- (3) 化学名 N - エチル - 1 - ( 2 - フルオロフェニル ) プロパン - 2 - アミン ( 通称名 : 2-FEA、2-fluoroethamphetamine ) 及びその塩類
- (4) 化学名 N - ( 1 - アミノ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキシブタン - 2 - イル ) - 1 - ( シクロヘキシルメチル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド ( 通称名 : ADB-CHMICA ) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。